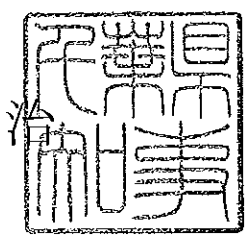


平成27年11月 2日

特産エンジニアリング (株)

木下 光生 様

千葉県知事 鈴木 栄



一般 建設業の許可について (通知)

平成 27 年 9 月 29 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

COPY

許 可 番 号 千葉県知事 許可 (般 - 27) 第 42732 号
許可の有効期間 平成 27 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで
建設業の種類

土木工事業
しゅんせつ工事業

電気工事業
機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 32 年 10 月 1 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)